	ら三丁目まで、東平尾公園一丁目、東平尾公園二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、麦野二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、豊二丁目、吉塚二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、吉塚三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、吉塚四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、吉塚五丁目、吉塚六丁目、吉塚七丁目、吉塚八丁目（次の図面に示す部分に限る。）、立花寺一丁目並びに立花寺二丁目
福岡県福岡市東区	社領一丁目及び社領二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、社領三丁目、筥松一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、筥松新町、原田一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二又瀬新町、馬出六丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに松田一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象空港の敷地又は区域及び対象空港に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八　那覇空港

対象空港の所在地	対象空港の敷地又は区域	対象空港に係る対象施設周辺地域	
沖縄県豊見城市及び那覇市	沖縄県豊見城市	沖縄県豊見城市	字瀬長及びその地先水面（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	沖縄県那覇市	沖縄県那覇市	字安次嶺、字大嶺、字鏡水、字具志、字当間、字宮城及びその地先水面（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		沖縄県豊見城市	字瀬長、字田頭及び字与根（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		沖縄県那覇市	字赤嶺、字安次嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字大嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字小禄、字鏡水、字具志、具志一丁目から三丁目まで及び住吉町一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、字高良、字当間（次の図面に示す部分に限る。）、通堂町、西三丁目及び字宮城一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに宮城一

	次に掲げる一から十二までの点を順次に結んだ線、十二に掲げる点と十三に掲げる点とを結ぶ海岸線、次に掲
沖縄県豊見城市及び那覇市	一　北緯二十六度九分四十九秒、東経百二十七度三十分四十六秒の点 二　北緯二十六度九分五十三秒、東経百二十七度三十分三十二秒の点 三　北緯二十六度十分二十九秒、東経百二十七度三十分十六秒の点

	四　北緯二十六度十二分二十八秒、東経百二十七度三十分十三秒の点 五　北緯二十六度十三分五秒、東経百二十七度三十分二十六秒の点 六　北緯二十六度十三分十三秒、東経百二十七度三十分三十四秒の点 七　北緯二十六度十三分十四秒、東経百二十七度三十八分十四秒の点 八　北緯二十六度十三分三十六秒、東経百二十七度三十九分一秒の点 九　北緯二十六度十三分三十六秒、東経百二十七度三十九分二十七秒の点 十　北緯二十六度十三分十六秒、東経百二十七度三十九分四十九秒の点 十一　北緯二十六度十二分四十六秒、東経百二十七度三十九分五十九秒の点 十二　北緯二十六度十二分四十五秒、東経百二十七度三十九分五十八秒の点 十三　北緯二十六度十二分四十一秒、東経百二十七度三十九分五十九秒の点 十四　北緯二十六度十二分三十四秒、東経百二十七度三十九分五十七秒の点 十五　北緯二十六度十分二十三秒、東経百二十七度三十九分二十三秒の点 十六　北緯二十六度十分十七秒、東経百二十七度三十九分二十八秒の点 十七　北緯二十六度九分五十一秒、東経百二十七度三十九分十三秒の点 十八　北緯二十六度九分四十八秒、東経百二十七度三十九分八秒の点 十九　北緯二十六度九分四十八秒、東経百二十七度三十八分三十二秒の点 二十　北緯二十六度九分四十秒、東経百二十七度三十八分十九秒の点
沖縄県豊見城市及び那覇市	一　北緯二十六度九分四十九秒、東経百二十七度三十分四十六秒の点 二　北緯二十六度九分五十三秒、東経百二十七度三十分三十二秒の点 三　北緯二十六度十分二十九秒、東経百二十七度三十分十六秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象空港に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象空港の敷地又は区域及び対象空港に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。